

## 第12回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

事務局作成資料

専門委員会 中間報告(平成26年11月、平成27年5月)			第11回専門委員会における発言等	委員会終了後 委員からの主なご意見
	大項目	中項目		
平成26年11月28日とりまとめによる提言	(1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について	① 妊娠期からの相談しやすい体制の整備	<p>○現在の母子保健法では虐待予防・防止や特定妊婦への対応が位置付けられていないため、保健の役割ととらえられないことがある。母子保健法等に子どもの虐待防止における保健機関の役割を明記することが必要。</p> <p>○特定妊婦に関する情報提供は、産科医療機関に限らず、地域における医療機関、児童福祉施設、学校等からも、市町村につなげる工夫が必要。</p> <p>○医療・保健・福祉・教育の各機関が支援だけではなく、地域の見守り役となっていくことも必要。</p> <p>○今後の妊婦健診において、支援の必要な妊婦を確実に把握していくため、妊婦の家庭環境や精神面等にも配慮し、助産師との相談の機会を設ける等、妊婦のメンタルヘルスケアについての健診項目を「産科診療ガイドライン(日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会編)改訂版」に記載する方針。</p>	<p>○市町村の保健師や地域の支援機関に情報をつなぐ妊産婦や乳幼児は、見守りだけでなく孤立防止や相談、声かけも必要であり、医療・保健・福祉・教育の各機関が身近な支援者となっていくことが必要。</p> <p>○妊婦の場合、産科の役割は非常に重要。産科が、「市町村と情報を共有するための工夫」とか、さらに「市町村と情報を共有し協働するための工夫」等が必要。</p>
		② 妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくり	<p>○全ての妊婦が妊娠届出を行う仕組みや、全ての新生児を把握できる仕組みが必要。このためには、妊婦健康診査や分娩・入院及び新生児の入院費用の軽減が必要であり、これらの費用について健康保険を適用させることの検討が必要。</p>	
		③ 妊娠から出産・子育てに至る切れ目ない支援の仕組み	<p>○虐待の発生予防の取組こそが重要であることから、妊娠期から、出産、育児にわたり切れ目ない支援がなされるよう、自治体が知恵を絞ることが重要。</p> <p>○訪問型支援の対象者としては、接点を持ちにくい家庭のみならず、実子の養育とは異なるプロセスを辿る里親家庭に対する支援も重要であることから、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の対象者に里親家庭を追加するなどの取組が必要。</p>	<p>○現在、民法にしか規定されていない特別養子縁組を児童福祉法へ位置付けることが必要。</p>

		<p>○多様な子育て支援メニューを充実させ、地域全体で親子を支えていく仕組みを作ることが重要であるが、それらの支援がワンストップで利用できるための工夫も必要。</p> <p>○妊娠期から家庭訪問できる職種(保健師)の確保と支援技術の向上が必要。</p>	<p>○特別養子縁組制度において、あっせん事業者の認定基準を明確にし、家族アセスメント等、その後の問題の予防と対応を行える支援を明文化することが必要。</p>
	④ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み		<p>○スクールソーシャルワーカーの配置とともに、保育所にも専門的ソーシャルワークを行うことができる専門職の配置が必要。</p>
	⑤ 学校、病院等の組織としての通告の周知徹底	<p>○虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所・幼稚園等の職員に、虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などについて理解を深めることが重要であり、そのためには教員の養成課程や研修等において虐待に関する内容を充実させる取組が必要。その中で、要保護児童対策地域協議会を活用する意義を理解してもらうことも必要。</p>	
(2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について	① 見落としや初期対応の遅れをなくするための関係機関の連携	<p>○児童相談所から市町村へ事案を送致する仕組みを設ける必要があるが、その際には、送致後の役割分担も整理しておくことが必要。</p>	<p>○初期対応を確実に実施するためには、家庭の養育状況に関する情報を関係機関において十分に共有することが必要。</p>

	<p>② 市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化</p>	<p>○都道府県及び政令市は通告の受理、トリアージによる緊急度の判定とそれに従って適切な機関につなげる、虐待と考えられる事例の調査・対応といった危機介入、行政処分としての入所・通所措置とそれらのケースマネジメントを行い、実際の支援は市町村、民間が行うことを原則とし、市町村に子ども家庭支援センター(室ではない)の設置を義務付け、専門家を配置することが必要。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能することが必要。</p> <p>○二重構造による弊害を解消するために、機能役割別に対応機関の再編成を検討していくことが必要。</p> <p>○児童相談所が通告の調査、現認、援助決定の最後までかかわるのではなく、児童相談所から市町村へ送致できる規程を設けるなど、それぞれの専門性を生かす役割分担ができる仕組みづくりが必要。</p> <p>○市町村において、要支援児童について多様な育児支援策の充実や、使いやすいサービスメニューを積極的に活用、展開を行い、地域全体で支えていくことが必要。</p> <p>○市町村においても介入的な役割は必要であり、市町村が介入的な機能を果たした後の継続的な支援について調整が難しいのは、児童相談所と同様。したがって、市町村と児童相談所で共通のアセスメントツールを利用し、相互の役割分担を明確にした上で、連携しつつ、支援をしていくことが必要。</p> <p>○市町村は相当な数のケースを抱える中で、要対協の運営、緊急対応等を行っており、市町村の職員配置はかなり厳しい状況。市町村にも業務に見合うの職員配置のための指針のようなものが必要。</p>	<p>○将来的には、都道府県及び政令市で行っていることを中核市・その他の市でも担っていくことも検討することが必要。</p> <p>○市町村と児童相談所とで、共通のアセスメントツールを利用するとともに、対面的な協議の場や個別事例検討会を持つことが必要。</p> <p>○市町村と児童相談所の人事異動等に当たっては、専門的人材が確保できるような配慮が必要。</p>
<p>(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について</p>	<p>① 協議会参加機関が役割分担による支援を迅速かつ確実に実施するための工夫</p>	<p>○地域の医療機関は児童の状況を把握することができる身近な機関であり、児童の心身の健康、発達障害等に対する専門的支援が可能。このため、多くの医療機関が要保護児童対策地域協議会に参加し、かつ、実務者会議に参加、連携していくことが必要。</p> <p>○関係機関との情報共有、課題の共有化、支援の役割分担等を重複を避けて行い、子どもや家庭を支援していくため、全ての市町村において協議会の設置が必要。</p>	<p>○社会的養護の関係施設等の施設長や専門職等が協議会に参画すべき。</p>

	<p>② 協議会調整機関の専門性強化と支援の役割分担の明確化</p>	<p>○関係機関の連携や支援に向けた協働体制の構築の円滑化には、協議会においてアセスメントを行い、支援方針を共有しておくことが重要であり、その際、児童相談所又は市町村のどちらが主たる対応機関であるのかを決定しておくことが必要。</p> <p>○新たな個々のケースに関する情報については、調整機関において一元的に把握することが必要。</p> <p>○関係機関同士の連携、個別ケース検討会議の開催の判断等が円滑になり、虐待の予防、早期対応等につながることから、調整機関における専門職の採用やベテランの雇用が必要。</p> <p>○個々のケースへの支援では、関係する機関間の課題の共有や効果的な支援に向けた役割分担の明確化が重要であることから、児童相談所、市町村関係部署、医療機関、教育機関等に対する「個別ケース検討会議の運営」に関する研修が必要。</p>	
<p>(4)児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について</p>	<p>① 児童相談所が専門的な支援を確実にするための体制強化</p>	<p>○早急に子ども家庭福祉士の国家資格の創設に取り組むことが必要。</p> <p>○子ども家庭福祉士の国家資格有資格者を前述の子ども家庭支援センターへ配置することも必要。</p> <p>○資格の創設に時間がかかる場合は、社会福祉士、保健師などの国家資格を持った人に認定資格を与える認定機構を作り、到達目標、トレーニング、資格要件などを早急に策定していくという方法をとることも必要。</p> <p>○家庭の問題の複雑化、福祉士のトレーニング体制の不足などがあり、相対的にソーシャルワークの能力が低下しており、早急に専門性を向上させることが必要。</p> <p>○子ども家庭福祉士の資格を持っている人にインセンティブを与える方法も同時に策定することが必要。</p> <p>○警察関係者の見解のみに依存することで適切なソーシャルワークが行われな可能性があるので留意が必要。そのため、警察との連携を適切に行える関係を築くことが必要であり、児童福祉司の専門性を確保することが必要。</p> <p>○法的権限行使を必要時に適切に行うためには、弁護士が日常的に児童相談所の会議に出席し、権限行使の法的妥当性の迅速な判断や書面作成を行うなどが必要。現行の法的対応機能強化事業の予算の拡充や、常勤弁護士を児童相談所に配置することが必要。</p>	<p>○児童福祉司の専門化は、より良い支援をするという観点から重要であるだけでなく、制度の改革を進めていく上でも重要。また、児童虐待の対応体制のあり方を議論する上では、本来は、その中核となる児童相談所の関係者が積極的に意見を発信することが筋であり、児童相談所において主体的な動きがなされるべきである。</p> <p>このためには、児童福祉司を国家資格化し、自らの専門性に対する責任や自覚をもつことができるような枠組みが必要。</p> <p>○各機関の役割を整理し、概括的な到達点を想定した上で、施策の優先順位を考えることが必要。</p>

○広い視野を持ち、子どもの「そだち」に沿ってそれぞれの時期の課題と支援を洗い出して、連続性のある支援システムを構築していくことが必要。その際、虐待対応は、総合的な「子どものそだちの応援システム」の一部に位置付け、例えば虐待少年への対応と同じような支援構造を、保護者や子どもの支援体制として作ること等について検討が必要。

○虐待対応については、各パートを独立機関として充実していくのか、各パートを分断せず、取扱量を少なくして充実していくのか検討が必要。

○アセスメントの共有や専門職員の質の確保(教育、研修、資格要件)により、全国共通基準で児童相談所や市区町村が情報を整理して判断することが必要。

○児童福祉司だけでなく、児童心理司や一時保護職員の配置基準や、市区町村の職員体制などの最低基準を提示することにより、体制の充実・強化を図ることが必要。

○市区町村の児童家庭相談の充実や、障害相談・支援は児者一貫で市区町村対応とすること等により、児童相談所の相談支援機能を分割し、児童家庭相談体制を再編成することが必要。また、一時保護所についても、被虐待児の安全確保、非行児の再犯防止、集中的な治療教育などの目的別、年代別に拡充していくことが必要。

○「的確なアセスメントができるように、児童相談所を含む地域の関係機関でどのような工夫ができるのか検討が必要。」については、モデル提示が必要。

○専門的な支援を確実に行う体制の強化を図るために、児童福祉の専門性を高めることが必要。

○専門性の担保として児童心理司、児童精神科医師、保健師など多職種による専門職の配置が必要。

○法的対応を的確に行うための弁護士、または一時保護されている子どもの行動観察を的確に行うための一時保護所の配置基準の策定、見直しが必要。

○児童相談所の専門性の強化のためには、児童福祉司は専門職採用として展開されることが必要。

○ケース数に応じて、児童福祉司等のスーパーバイザーの配置が必要。

② 専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化

- これまで、支援になじむ児童相談所に権限を与える形で虐待対応制度を構築してきたが、限界が来て危機的状況となっているため、現在の体制が有効に働いていないということを十分に認識して早急に体制を再構築することが必要。
- 介入と支援が同一機関であると、児童虐待の介入、特に職権保護や立入調査のような法的権限の行使に際しては、その後の支援や対応のことを担当者が考えてしまう。介入がソーシャルワークの枠組みの中で行われることは限界。
- 必要時に迅速に子どもの安全を確保するために、従来のソーシャルワークから、法律家との協働によるリーガル・ソーシャルワークモデルが必要。また、移行への準備期間として、中間型のモデルを経ることで法的な知識やソーシャルワーク力を強化していくことが必要。
- 裁判所からの直接的な関与があると、児童相談所からの支援や指導がうまくいかない保護者に対しても、裁判所からの命令という法的強制力という枠組みの中で支援につながるケースがあるのではないか。
- 通告事例の重症度と通告受理機関とのミスマッチを防ぐためにも、通告を受理し、緊急度を判断するトリアージセンターを各都道府県に1か所、早急に設置することが必要。
- 危機介入および支援の構造化を行うセンターをバックアップして、行動化の激しい子どもの評価や性虐待への対応なども行えるバックアップセンターを都道府県・政令市に一カ所設置することが必要。
- トリアージセンターのような別機関については、早急な設置が必要。それに伴い、児童相談所の人員体制の強化と専門性の確保が必要。
- 現行の虐待対応への司法の関わりは断片的であり、混乱が生じている。本来司法は一時保護等の審査や親へのケア命令等の様々な場面で包括的に関わるべきであり、子どもの権利条約の観点(子どもの権利条約第9条第1項「児童がその父母の意思に反してその父母から分離される場合には、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件とする」という規定)からも必要な方向性であるため、検討が必要。
- 児童相談所の措置が保護者の権利に対する職権乱用になっていないかどうかだけを家庭裁判所が審査する現在の体制を再構築して、家庭裁判所が家庭内人権侵害である児童虐待を直接審判する体制にすることが必要。
- 子どもの心理的負担を軽減し、司法にも役立つ情報を整理し、子どものメンタルヘルスの評価も行えるような司法面接・診察を多機関連携チーム(児童相談所・警察・検察・司法面接者・診察医で構成)の枠組みで実施する制度が必要。

○児童相談所か、介入機能より支援機能の役割を担うことが必要という意見については反対。介入機能と支援機能の分化や機能の分化についてどう分化していくのか今後の検討が必要。

○児童相談所は、支援機関として設置され運用されてきた歴史があり、介入機能より支援機能の方がなじみがあり、そちらに傾斜する傾向がある。介入が必要であることは事実であり、介入をする機関が必要。支援機関と介入機関とからなる体制の再構築をする際に、方向性を定めたうえで並行してモデル事業を行い、その中でも有効な方法を見出すことが必要。

○グランドデザインを描くという中で司法関与を議論し、将来的に司法関与が深まることは賛成だが、司法は中立・公正な機関であり親の権利擁護等を考慮せざるを得ないため子どもの保護にとっては、短期的にはマイナス面もあるということは考えておくことが必要。

○司法関与を強めていくための前提条件として、児童相談所の専門性の向上や相談機能の強化を先に実施することが必要。

○児童虐待に対する司法関与のうち民事上の側面については、平成23年の民法等改正の課程で議論を尽くしている。検討した内容が盛り込まれなかったのはそれなりの理由があったので、それを覆す実践やデータ等を持たず議論しても蒸し返しにしかない。

○国や児童相談所が今ある制度を十分使いこなすことが重要であり、それを踏まえさらに改正すべき根拠とすべき。

○司法の関与については、あるべき制度を考えていく必要があるが、大前提として、児童相談所の児童福祉司の専門性の確保が必要。

○予防から自立に向けて、子どもの安全確保と家族の支援という一つの理念が、予防の段階であっても、司法が入って介入的な対応をする場合であっても貫かれているということが重要であり、そうでない場合には、司法が入ることで対応が変質する。

○虐待の影響による、思春期等、発達段階における非行や引きこもり、精神症状などに対して、継続的な治療が可能な専門的な支援体制の整備が必要。

(5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について	① 臨検・捜索の実施件数が少ない理由等の実態の把握		
	② 臨検・捜索を迅速に執行するための工夫		
(6) その他		<p>○(4)に下記項目・内容を追加することが必要。          &lt;通告の3桁化の有効化&gt;          ・現在の3桁化の番号は各児童相談所に繋がるように通告者が煩雑な情報入力が必要となっており、機能しない危険性が高い。少なくとも県で一カ所で通告を受け、煩雑な操作をなくすことが必要。</p> <p>○児童相談所の決定に対して親は不服申し立てが行えるが子どもは声を上げることができないため、子どもの代弁ができる第三者機関を設置し、児童相談所に勧告を行ったり、児童相談所の第三者評価を行う仕組みにすることが必要。</p> <p>○国として適切な情報を継続的に収集し、分析して施策の決定、施策の効果分析を含め、虐待対応全般に役立てる機関の設立が必要。</p> <p>○公募型で従来の社会福祉法人あるいはNPO法人、あるいは民間団体等が参画できる虐待介入のモデル事業を実施してはどうか。</p> <p>○子育てに困ったらすぐに様々なところに相談ができ、子どもを一時的に預けられる事はあたりまえという考え方を社会全体に周知すべきであり、そのためにより多くの子育て機能や機関を準備すべき。</p>	○(4)の項目名について、「子育ての悩み相談」は市町村の役割であり、児童相談所の機能とするべきではないため、変更が必要。



平成27年5月29日とりまとめによる提言	(1)児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について	① 一時保護の積極的実施の検討		
		② 一時保護の更なる量的拡大	<p>○現行の一時保護所を抜本的に見直し、「アセスメントセンター」として再構築することが必要であり、その機能に見合った設備や機能を整備することが必要。</p> <p>○施設への一時保護委託を行う場合、アセスメントを含めて保護期間を安心して過ごせるよう、一時保護専用の設備及びそこに配置される専門の職員についての予算化が必要。</p> <p>○乳児院への一時保護委託は常態化しており、基本的に児童相談所の責任の下実施されるべき一時保護所の機能拡大は、現状の課題に照らし合わせて検討、実施されるべき。</p>	<p>○項目名について、「一時保護の更なる量的拡大」から「一時保護の更なる量的拡大と一時保護機能の抜本的見直し」に変更が必要。</p> <p>○児童や保護者との面談は、あくまで児童相談所の福祉司や心理司が行うなど、一時保護先に全てを委託しない方法をとるべき。</p> <p>○施設等における一時保護では、「幼児のみ」、「小規模な定員」、「中高生女子のみで通学が可能なもの」など特色をもった一時保護が考えられる。</p>
		③ 一時保護の更なる質の向上	○一時保護委託を積極的に行うことが必要。	<p>○一時保護中の子どもの教育権が保障される方策が必要。</p> <p>○多くの乳児の一時保護委託の場合、子どもの状況把握が十分に行えないという課題がある。</p> <p>○一時保護委託を行う場合においても人員配置等の体制について検討が必要。</p>

	④ 児童相談所等が正確な情報を迅速に入手できる仕組み	○児童相談所はその虐待通告に対する調査、アセスメント、法による介入を迅速かつ的確に行うために、児童相談所等が必要な情報を確実に得られるようにすることが必要であり、虐待防止法の規定に児童相談所などが行う調査に対する関係機関の回答義務化の明文化が必要。	○児童相談所等が行う調査に対する関係機関の回答義務化を検討するにあたっては、児童相談所から関係機関へのフィードバックが適切に行われる体制が取られることも併せて検討することが必要。
(2) 親子関係再構築のための取組について	① 親子関係再構築における介入機能と支援機能の分離		○現状の特別養子縁組制度は、年齢制限や児童相談所からの申立ができないなどの制約があるため、特別養子縁組制度を見直すべきである。
	② 児童養護施設等の機能の明確化及び支援体制の強化	○児童養護施設等の機能として親子関係再構築支援を明確化する場合には、家庭支援専門相談員の増員及び施設における親子関係再構築支援の質を担保する観点から、手法の確立やプロセスの標準化が必要。	
	③ 児童家庭支援センターの更なる活用		
	④ 地域子ども・子育て支援事業等の活用		
	⑤ 家庭復帰に向けた保護者や児童の理解の促進		

	⑥ 児童養護施設等と関係機関の連携		
	⑦ 家庭復帰後の虐待の再発防止	○親子関係が再構築できた母子について円滑な地域生活への移行に向けて親子関係の安定化を図るためには、母子生活支援施設に一時的に入所させるなどの仕組みについても検討が必要であるが、そのためには、母子生活支援施設の位置づけや機能を再検討することが必要。	○児童が家庭復帰した場合に施設等や市町村に求められるのは、「見守り」ではなく「支援やかかわり」である。
(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について	① 施設として取り組むべき職業指導等の自立支援のあり方と方法	<p>○社会的養護においては、常にライフサイクルを見通した支援を行うことが重要。</p> <p>○専任職員の配置が必要。</p> <p>○自立支援計画は、児童の発達・成長に応じた支援を行うため、定期的に点検・評価し、見直しを行うことが必要。また、計画作成の際には、児童本人も参画し、その意向を尊重する視点も必要。</p> <p>○自立支援を効果的に行うためには、過去の施設入所児童の家族の生活の状況や措置解除後の状況など、関連するデータを蓄積し、活用することが必要。</p> <p>○措置について、18歳に達する日の属する年度の末日まで可能とすべき。合わせて、措置延長についても20歳に達する日の属する年度の末日まで可能とすべき。</p> <p>○心理的な問題を抱えた子どもの児童養護施設等への入所が増加していることから、情緒障害児短期治療施設の機能強化と設置促進が必要。</p> <p>○施設等へ入所措置等を行ったときは、措置解除の間際になって自立を考えるのではなく、入所措置等の時点から自立を考慮したアセスメントを行い、それを踏まえて支援を行うことが必要。</p> <p>○進学が全てではないが、せめて子ども達にとって大学等への進学が手の届くものとするための進学支援や措置延長が必要。</p> <p>○もともと生活していた施設の周辺に大学や専門学校がない地域もあることから、18歳超であっても進学を機に進学先周辺の里親等に措置変更できるような仕組みの検討も必要。</p>	<p>○項目について「①施設として…」となっているが、自立支援の概念の明確化は施設だけではないので、「①社会的養護として…」に変更が必要。</p> <p>○「自立の概念」については、自立を精神的自立、社会的自立、職業的自立、経済的自立などに分類し、児童養護施設における支援のあり方を記載することが必要。</p> <p>○自立支援計画について、発達課題にそった支援を行うため、医療機関、児童福祉施設、学校(特別支援教育等)の専門機能等を活用できるように法整備が必要。</p> <p>○児童養護施設等が児童の自立支援計画を作成する際には、自立支援の精度を上げるために児童相談所は情報を施設や里親に提供することが必要。</p>

		<p>○施設入所児童は様々な事情を抱えており、自立には通常より時間を要することから、18歳を超えていつまで支援するかについて、年齢で線引きすることは困難であり、一人一人の状況に応じた支援が必要。</p> <p>○社会的養護のゲートキーパー、あるいは社会的養護に関する認定制度を設けることによって、20歳超の支援の継続性を担保してはどうか。</p>	
	② 里親や里親に委託されている児童に対する支援	<p>○専従里親の導入が必要。</p> <p>○里親委託を推進するため、里親支援機関事業の法定化が必要。合わせて、民間機関の活用などにより里親支援、里親養成の推進が必要。</p>	○里親が委託児童の養育について、常にスーパーバイズを受けられる体制が必要。
(4) 退所者の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫について	① 自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫	○児童養護施設や自立援助ホームへの自立支援担当職員の配置が必要。	○自立援助ホームは小規模なものが多いが、生活指導から就労指導、自立支援からアフターケアまで幅広い支援が求められ、社会的ニーズが増していることから、そこに関わるスタッフの量的質的充実が必要。
	② 退所者へのアフターケア	○アフターケア事業や退所後の居場所づくりはニーズや関心が非常に高いことから、全国的に展開していくため、情報提供や開設支援などの取組が必要。	○入所から退所、また退所後の支援について切れ目の無い継続的な支援の必要性から、それらに関わるスタッフ養成と人材の定着策は重要な課題である。

<p>(5)その他</p>		<p>○戦後形成された「収容保護パラダイム」を転換し、「健康的な依存関係を基盤とする子どもの自立を支援する養育」を目指した新たな子ども・家庭システムの構築とそのための法制度改革が必要。</p> <p>○分離か在宅ケアだけではなく、その間の中間的ケアを多く誘導するような施策を作ることが必要。治療的保育、産後ケアセンター、ペアレントトレーニングなどを活性化し、都道府県・政令市はそこへの通所措置を行い、支援を受ける家族への財政的負担を減らすことが必要。</p> <p>○分離ケアできない子どもの在宅支援システムの構築に向け、市町村と民間の機関が協働して、子どもの家庭の相談、支援(家事援助)、アセスメント、里親支援等の機能を包括した「地域総合子ども家庭支援センター」を子どもの人口を踏まえて設置することが必要。</p> <p>○介入後の支援が、社会的養護のみで語られているのは、視点が狭い。安心して介入できるような子どものそだちを支える体制整備について追記が必要。</p>	<p>○(4)の項目名について、自立支援は居場所づくりだけではなく、居場所づくりについて修正が必要。</p> <p>○心理的虐待の通告件数の増加をDV施策としてどう考え、対策を立てるか、内閣府等にも検討してもらうことが必要。</p>
---------------	--	---	--